

死生懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 人生100年時代の到来とともに、多死社会を迎える中、行政としても「死」について真正面から考えることで、限りある「生」をより一層充実させる施策につなげる契機とするため、死生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、「死」を捉えた「生」のあり方等について、様々な角度から議論・意見交換を行う。

(組織)

第2条 懇話会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 別表に掲げる委員のほか、懇話会には、議題等に応じて会議に出席する委員（以下「ゲスト委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和4年3月31日までとする。ただし、ゲスト委員の任期は、就任依頼の日から出席する会議の日までとする。

2 委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、知事が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、知事が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

3 知事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。また、会議の進行役としてファシリテーターを招聘することができる。

(運営)

第5条 懇話会の運営に必要な事務は、総合企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

別 表

死生懇話会委員

氏 名	役 職 等
打本 弘祐	龍谷大学農学部植物生命科学科 准教授
越智 眞一	滋賀県医師会 会長
楠神 渉	滋賀県介護支援専門員連絡協議会 副会長
藤井 美和	関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授
ミウラ ユウ	NPO 法人 好きと生きる 理事

(敬称略、50音順)